

豊中市立図書館 文献複写要項

平成 19 年 (2007 年) 3 月

1. 通則著作権法第三十一条により、営利を目的としない事業として、図書館等が利用者の求めによって、その調査・研究の用に供するために、公表された著作物の一部分の複写物を一人につき一部提供することが出来る。
2. 五十一条により著作権者が死後 50 年経過している場合は、全部複写可能。また、当市作成物については、市民への情報提供という意図から全部複写可能。(情報政策課に確認済)
3. 当館では当館所蔵の資料について第三十一条によって行う複写の範囲を次のように解釈して複写業務を行う。
  - 1) 一部分とは 1 / 2 未満をいう
  - 2) 図書(単行本)は本文の 1 / 2 までは複写可能
  - 3) 全集もの・短編集等は一つの作品ごとに著作権があるので一つ一つの著作物の 1 / 2 までは複写可能
  - 4) ○○先生記念論文集等のものは、各論文の 1 / 2 までなら複写可能
  - 5) 絵画集・写真集・詩集・楽譜集については個々の作品の 1 / 2 までなら複写可能
  - 6) 俳句・短歌集は○○集で一著作物として扱い○○集の 1 / 2 までなら複写可能
  - 7) 解説書等  
図書と同じく 1) ~ 6) が適用される。とくにレコード・CD・カセットテープの解説書等に掲載されている楽譜・歌詞については個々の作品の 1 / 2 までなので注意を要する。
  - 8) 地図  
地図一枚ものは、それ自体で全冊とみなすので、一枚の 1 / 2 までは複写可能  
本の形式になっているもので、見開き又は片ページで一単位になっているものは、その 1 / 2 までは複写可能  
国土地理院が関与している 1890 年 3 月 25 日以降の地図はすべて 1 / 2 までは複写可能
  - 9) 定期刊行物  
新聞は当日分複写不可

雑誌の最新号は次号が図書館で受入れされるまで複写不可  
季刊・隔月刊の場合は受入れから1ヶ月間複写不可

- 4 . 但し、豊中市立図書館利用制限資料に関しては、上記の限りではない。
- 5 . 相互貸借で借り受けた図書資料の複写については「図書館間協力における現物貸借で借り受けた図書の複製に関するガイドライン」(別紙)に準拠する。  
また、国立国会図書館等、貸出館が複写作業を利用者に行わせることを禁止している場合は、複写作業は職員が行なう。